

令和6年10月9日開催
決算審査特別委員会資料

令和5年度

鳥取県公営企業会計決算審査意見書

概 要 版

令和6年10月

鳥取県監査委員

はじめに

知事から監査委員に対し審査に付された令和5年度鳥取県公営企業会計の決算について、監査委員4人が慎重に審査し、審査意見書を令和6年8月9日付けで知事に提出しました。

その概要は次のとおりです。

《令和5年度鳥取県公営企業会計決算審査意見書》

第1 審査の概要

公営企業会計の決算審査は、県営の電気事業、工業用水道事業、埋立事業、病院事業及び鳥取県天神川流域下水道事業の五会計を対象とした。

知事から提出された決算及び決算附属書類について、

- 1 決算の計数は、正確であるか
- 2 決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか

などを重点に、鳥取県監査基準に準拠して審査を実施した。審査の実施に当たっては、地方公営企業法に定める「経営の基本原則」に基づいて、常に事業が経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかについて留意した。

第2 審査の結果

決算の計数は、関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。

第3 審査の意見

1 企業会計

(1) 現 状

令和5年度の決算状況

電気事業については、経常損益、純損益とも8億6,119万円の損失となり、前年度に引き続き赤字となった(1万円未満切り捨て。以下同じ)。

工業用水道事業については、経常損益、純損益とも1億2,933万円の損失となり、前年度に引き続き赤字となった。

また、埋立事業については、経常損益、純損益とも7,362万円の利益となり、前年度に引き続き黒字であった。

(単位：千円)

区 分	電気事業	工業用水道事業	埋立事業
経 常 損 益	△861,193	△129,336	73,621
特 別 利 益	0	0	0
特 別 損 失	0	0	0
当 年 度 純 損 益	△861,193	△129,336	73,621
当年度未処分利益剰余金	—	—	—
当年度未処理欠損金	769,008	4,006,334	4,154,222

ア 電気事業

電気事業では、水力発電事業の電力料収入の減少が大きく影響し、経常損益は前年度に引き続き、8億6,119万円の赤字となった。

供給電力量は3万2,407MWh、電力料収入は3億8,259万円であり、供給電力量、電力料収入ともに大幅に目標を下回った。目標に対する供給電力量は59.0%で、電力料収入は57.0%であった。

前年度に比べて、供給電力量は58.5%、電力料収入は60.6%となった。

区分 年度	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目標(A)	実績(B)	率(B/A)	目標(C)	実績(D)	率(D/C)
令和5年度	54,915	32,407	59.0	671,256	382,594	57.0
令和4年度	73,815	55,434	75.1	831,386	631,022	75.9

風力発電事業は、供給電力量は4,915MWh、電力料収入は9,373万円であった。

2号機が主軸受内部の部品割れの不具合により令和5年12月から運転を停止した

ものの、概ね風況に恵まれたことから目標に対する供給電力量、電力料収入はいずれも104.7%であった。

前年度に比べて、供給電力量は131.0%、電力料収入は130.9%であった。

区分 年度	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目標(A)	実績(B)	率(B/A)	目標(C)	実績(D)	率(D/C)
令和5年度	4,696	4,915	104.7	89,555	93,735	104.7
令和4年度	4,696	3,753	79.9	89,555	71,586	79.9

太陽光発電事業は、供給電力量は8,230MWh、電力料収入は2億9,306万円であった。
概ね日射量に恵まれたことから、目標に対する供給電力量は106.1%、電力料収入は105.5%といずれも目標を上回った。

前年度に比べて、供給電力量は91.0%、電力料収入は90.6%であった。

区分 年度	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目標(A)	実績(B)	率(B/A)	目標(C)	実績(D)	率(D/C)
令和5年度	7,757	8,230	106.1	277,809	293,064	105.5
令和4年度	7,757	9,045	116.6	277,809	323,551	116.5

イ 工業用水道事業

給水事業所は、前年度に比べて2事業所増の103事業所で、契約給水量は、前年度に比べて700 m³/日増加して4万1,340 m³/日であった。

また、年間総給水量は、前年度に比べて12万9,916 m³減少し、848万8,548 m³であった。

区分 年度	給水事業所数	契約給水量 (m ³ /日)	年間総給水量 (m ³)
令和5年度	103	41,340	8,488,548
令和4年度	101	40,640	8,618,464
増 減	2	700	△129,916

ウ 埋立事業

境港外港昭和地区は、平成28年度をもって完売となっている。

米子港旗ヶ崎地区は、処分対象用地30万6,265 m²のうち、令和5年度に1件、5,942

m²を売却した。これにより売却用地 30 万 6,265 m²は、全て完売となった。

境港外港竹内地区は、処分対象用地 87 万 7 m²のうち、令和 5 年度末までの売却面積は 68 万 6,225 m²で、未売却面積は 18 万 3,782 m²（未処分率 21.1%）となっている。

未売却面積のうち、14 万 3,089 m²を長期貸付している。

埋立造成地	工場用地の状況
境港外港昭和地区	完売
米子港旗ヶ崎地区	完売
境港外港竹内地区	未売却 183,782 m ² うち長期貸付 143,089 m ²

(2) 課題及び意見

ア 県営企業会計について

企業局では、平成 29 年 3 月策定の「鳥取県企業局経営プラン（平成 29 年度～令和 8 年度）」（以下「経営プラン」という。）について、経営プラン作成後の経営環境の変化を受け、令和 4 年 3 月に中間見直しを行い、見直し後の経営プランに基づき経営改革に取り組んでいるところである。

しかしながら経営プランの中間見直し後、電気事業においては、災害等による水力発電所の運転停止、コンセッションによる運営維持業務開始時期の延期や運営権対価分割金の受入れの繰延べがあり、風力発電所や太陽光発電所においては中国電力からの出力制限が実施されるなど、電力料金収入の減額が見込まれている。また、工業用水道事業についても、鳥取地区工業用水道事業において、令和 6 年度末以降、大口利用者の生産終了による給水料金収入の大幅な減額が見込まれている。

こうした中間見直しの段階では予期しなかった経営環境の変化により、電気事業や工業用水道事業で設定した経営目標と実績が大きく乖離している。中でも令和 5 年度決算における電気事業の落ち込みは特に顕著である。

については、現状との乖離が大きい経営プランの見直しを早急に着手するとともに、限られた経営資源（予算、人員等）を最大限に活かした経営を進めるため、企業局の組織の適正規模についても検討されたい。

さらに、近年の経営環境の変化、国のエネルギー政策の転換及び民間企業の参入等により、事業の民間移管や不採算事業の見直しについても期限を定めて検討されたい。

また、脱炭素社会実現に向けた県の重要施策の一翼を担う立場として再生可能エネルギーの利活用推進も求められることから企業局の取り組むべき方向性について改めて十分に整理されたい。

イ 電気事業について

キャッシュ・フロー計算書をみると、令和4年度の資金期末残高は49億656万円であるが、令和5年度の資金期末残高は36億9,862万円と12億793万円減少している。

資金の減少に起因する主なものは、前年度に比べて純損失は4億782万円の増加、固定資産（新幡郷発電所水車発電機細密分解点検工事4億5,736万円など）の取得による支出は5億1,382万円増加、企業債の償還による支出は1億4,207万円増加などである。

電気事業会計は、水力発電事業、風力発電事業及び太陽光発電事業を運営しており、当該3事業をセグメント（※）としている。（※企業活動を事業活動の特徴等により区分した事業単位。）

セグメント別でみると、**水力発電事業**については、供給電力量は目標に対して59.0%、売電収入は目標の6億7,125万円に対して3億8,259万円と、2億8,866万円下回った。主な要因は次の2つである。

① 佐治発電所は台風7号の被災により令和5年8月から運転を停止、新幡郷発電所は固定子巻線の不具合により同年9月から運転を停止、袋川発電所は水車軸受の不具合により同年6月から運転を停止した。

運転再開の時期は、佐治発電所が令和8年度、新幡郷発電所、袋川発電所が令和7年度の予定である。

② 小水力発電所（若松川発電所、横瀬川発電所、私都川発電所）は、実績発電量が目標発電量の58.8%となっている。

今後の見通しとして、令和6年度も水力発電事業の3発電所の運転停止により資金が減少するため、厳しい経営状況が続くものと見込まれる。

なお、コンセッションの進捗状況については、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所は、令和3年度に着手されたリニューアル工事により、運転を停止していたが、そのうち、小鹿第二発電所は令和5年9月に、また、小鹿第一発電所は令和6年8月に、運転再開の上、コンセッション事業者に移管された。今後、同年12月に日野川第一発電所はコンセッション事業者に移管される予定である。

風力発電事業は、鳥取放牧場発電所の風車3基のうち、2号機が主軸受内部の部品割れの不具合により令和5年12月から運転を停止したものの、概ね風況に恵まれたことから、供給電力量は目標に対して104.7%、売電収入は目標の8,955万円に対して9,373万円と、417万円上回った。なお、本発電所の固定価格買取制度（FIT）の期間は、令和8年8月31日までとなっており、それ以降の売電収入は減少する見込みである。

一方で、令和5年度の各月の電力量は3回（4月、5月、令和6年3月）の中国電力による出力制限による運転停止があり、2～10%程度減となっている。

太陽光発電事業は、概ね日射量に恵まれたことから、8か所の発電所のうち7か所の発電所で目標発電量を超えた。供給電力量は目標に対して106.1%となり、売電収入も目標の2億7,780万円に対して2億9,306万円と、1,525万円上回った。

なお、令和5年度の各月の電力量は4回（4月、5月、令和6年2月、同年3月）の中国電力による出力制限による運転停止があり、4～6%程度減となっている。

このような様々な経営環境の変化により、電気事業は、当初設定した目標電力量と実績に大きな乖離がみられる状況となっている。

については、災害・故障、出力制限等のリスク要因を織り込んで経営プランの見直しを早急に図られたい。特に、小水力発電所については乖離が大きいことから当初計画の策定方法に課題がなかったかどうか検証されたい。

また、電力事業のセグメント毎の経営状況がわかりにくいいため、県民によりわかりやすくなるよう開示内容を工夫する必要がある。

については、決算においては、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書について、工業用水道事業と同様にセグメント別の内訳を示されたい。

ウ 工業用水道事業について

経営状況の推移（令和元年度～令和5年度）をみると、純損益は令和元年度に1億8,548万円の赤字となって以降、4年連続で赤字が続いており、令和5年度は1億2,933万円の赤字となっている。

工業用水道事業会計は、日野川工業用水道事業及び鳥取地区工業用水道事業を運営しており、当該2事業をセグメントとしている。

（ア）日野川工業用水道事業について

日野川工業用水道事業の給水事業所数は前年度に比べて2事業所増の89事業者で、契約給水量は前年度に比べて700 m³/日増の35,440 m³/日、営業収益は3億100万円で前年度に比べて358万円増加した。

営業費用は3億5,321万円で前年度に比べて1,129万円増加した。増加した主なものは修繕費で、前年度に比べて246万円増の8,667万円である。

純損益は1,848万円の赤字で、前年度に比べて318万円赤字額が減少した。

令和6年5月に、2事業所と新規契約し契約給水量は前年度に比べて400 m³/日の増、また、既存1事業所が200 m³/日の増となり、契約給水量は前年度に比べて600 m³/日増の36,040 m³/日である。

現在も更なる新規契約に向けて交渉を続けるなど、収益向上に取り組んでいるが、一方で、管路の内面止水バンドによる長寿命対策、漏水対策に関連する費用等の増が今後も見込まれる。

については、既配水エリアの利用企業への安定した供給体制を確保するため、適正な料金への改定を引き続き検討されたい。

(イ) 鳥取地区工業用水道事業について

鳥取地区工業用水道事業の給水事業所数は前年度と同数の 14 事業者で、契約給水量も前年度と同量の 1 日当たり 5,900 m³/日である。

また、年間の契約総給水量 2,172,200 m³/年に対し、実績総給水量は 1,587,938 m³/年であり、契約総給水量に対する割合は 73.1%である。

過去 10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）の事業実績をみると、契約給水量は、令和元年度の 6,000 m³/日をピークに 5,600 m³/日から 6,000 m³/日までの間で推移しており、給水事業所数は平成 26 年度の 12 事業所から 2 事業所増えている。

営業収益は 1 億 585 万円で前年度に比べて 141 万円増加した。これは、主として年度中途の契約給水量の増（1 事業者が 4 か月間、契約給水量を 200 m³/日増量）によるものである。

営業費用は 2 億 4,924 万円で前年度に比べて 345 万円増加した。増加した主なものは修繕費で、前年度に比べて 1,250 万円増の 1,324 万円である。

純損益は 1 億 1,085 万円の赤字で、前年度純損益 1 億 1,391 万円の赤字に比べて、305 万円赤字額が減少した。

設備稼働のための動力費及び修繕費、設備投資に伴う構築物や、堰ダムの使用権といった無形固定資産の減価償却費が経常収支を圧迫している。

また、令和 6 年度末、大口の利用企業が生産を終了する予定であり、給水料金収入が最大 4 割強の大幅な減額が見込まれている。これを実績給水量ベースでみると、令和 5 年度の 1 日当たり平均給水量は 4,351 m³/日であるが、大口の利用企業が生産終了する令和 7 年度以降は、約 4 割減の 2,600 m³/日程度になると考えられる。

純損益の赤字が継続しており、令和 7 年度以後、赤字幅が更に拡大する見込みである。

令和 6 年 1 月に開催された「令和 5 年度 第 2 回県有施設・資産有効活用戦略会議」において、今後の鳥取地区工業用水道事業の在り方について検討が行われたが、鳥取地区工業用水道事業の上水道代替シミュレーション等を実施した結果、経費節減効果が認められないことから、上水道への代替は現実的でないとの結果が示された。

また、シミュレーションの結果を受け、「給水量を増加させるためのより一層の経営努力が必要」「安定的な事業継続のために、利用者へのヒアリング等を行いながら適正料金に見直しを行うべき」「運営経費の節減のため、今後実施が見込まれる配水管の更新等を見据え、改めて民間活力の導入等も含め検討すべき」ことなどが上記戦

略会議の検討方針として報告されたところである。

しかしながら、上記シミュレーションは企業局が提供した資料を基に県庁内で行った簡易試算であり、全国では上水道との一体化等といった様々な事例も示されている。

については、今後、大規模な施設更新時期の到来も見据えながら、外部の専門家に委託するなどして、より精緻な試算に基づいた上水道代替等の検証を行うとともに、鳥取市と今後の企業誘致に係る情報を共有しつつ、期限を定めて抜本的に、今後の鳥取地区工業用水道事業の在り方を検討されたい。

エ 埋立事業について

旗ヶ崎団地は令和5年度をもって完売となり、現在、未分譲地は、竹内団地の4区画4.1haのみとなっている。このうち、団地南側（境夢みなとターミナル後背地付近）2.8haは、商業系施設への分譲を優先し、国際貨物客船ターミナルの後背地であることから賑わいづくりへの貢献を期待し売却を進めている用地であるが、未だ売却又は貸付には至っていない。

については、竹内団地の未分譲地について、公募による周知を含め、事業者積極的に働きかけを行うなど、早期の完全売却又は貸付を進められたい。

2 病院事業会計

(1) 県営病院事業の決算の状況

全体では、経常損益が491万円（1万円未満切り捨て。以下同じ。）の利益、純損益は7,371万円の利益となった。

中央病院では、経常損益が3,896万円の利益、純損益が1億992万円の利益と、いずれも前年度より大きく減少はしたが、3年連続の黒字となった。

厚生病院では、経常損益が3,405万円の損失、純損益が3,620万円の損失と、平成30年以来の赤字となった。

令和5年度末の当年度未処理欠損金は、前年度から7,371万円減少して38億2,645万円となった。

(単位：千円)

区分	中央病院	厚生病院	病院事業合計
経常損益	38,966	△34,055	4,910
特別利益	94,994	7,524	102,518
特別損失	△24,039	△9,671	△33,710
当年度純損益	109,921	△36,202	73,718
当年度未処理欠損金	△2,447,781	△1,329,837	△3,826,453

※当年度未処理欠損金の病院事業合計には、病院管理費の48,835千円を含む。

(2) 県営病院事業に共通する事項について

ア 県営病院の地域における役割と連携について

中央病院は、東部保健医療圏における高度急性期を担う基幹病院であり、高度・特殊医療の充実に努めている。特に、救急医療機能（三次救急）や高度先進医療への取組等専門性の高い医療の提供が求められている。

また、厚生病院は、中部保健医療圏における中核病院として、高度急性期・急性期医療を中心としており、中部の救急搬送の半分以上を受け入れるとともに、がん医療にも取り組んでいる。

両病院が、高度急性期及び急性期を担う病院として、今後さらにその機能を発揮し、地域に求められる役割を果たしていくためには、地域の医療機関や地域住民への理解を得た上で、初期診療を行う医療機関との役割分担をより一層明確化することが求められている。

また、地域の人口減少に伴い、医療人材も減少することが見込まれる状況の中で、貴重な医療資源を有効に活用するため、県などの行政機関が中心的役割を果たし、

各病院の経営方針を踏まえた調整が行われることが求められる。

については、地域の人口減少を踏まえ、医療機関間の連携促進と役割分担を進めるため、行政機関と十分連携して各医療圏の中核的役割を果たされたい。

イ 医療従事者の確保について

(ア) 医師について

中央病院の医師数は、定員103人に対し、令和6年4月1日現在で123人となっている。(会計年度任用の医師を除き、医療政策課付医師、研修医を含む)。令和6年度から医師の定数は、専攻医の受入増と地域連携強化に向けた人材派遣対応で2人増えている。また、会計年度任用の医師を含む医師数は144人で、定員を38人上回り、前年度を4人上回っている。

一方、厚生病院の医師数は、定員48人に対し、令和6年4月1日現在で51人となっている。(会計年度任用の医師を除き、医療政策課付医師、研修医を含む) 会計年度任用の医師を含む医師数は54人で、定員を4人上回り、前年度を2人上回っている。研修医は7人で、うち常勤医師は4人であった。

医師の確保では、両病院ともに鳥取大学医学部への継続的な医師派遣要請を行うとともに、初期研修医、専攻医の受入を進めていくための質の高い研修体制と魅力ある病院づくりに努めている。

については、今後、地方では人口減少に伴い、医師の確保が難しくなることが予測されるので、働き方改革を含めてワークライフバランスに配慮した職場環境づくりに引き続き取組まれたい。また、公立病院として持続可能な地域医療体制の維持が求められる中、病院経営に関する研修を行うなど、経営感覚を兼ね備えた医師の育成にも努められたい。

(イ) 薬剤師について

中央病院は令和6年4月1日現在、定員33人に対し、現員が30人で3人不足している。また、会計年度任用職員も2人不足している。

一方、厚生病院は令和6年4月1日現在、定員18人に対して現員14人で4人不足している。

薬剤師の確保については、病院局と共に薬学部を有する県外大学生への就職の働きかけや、県外(大阪)で採用試験を行うなどの取組を行っている。

両病院とも薬剤師の病棟配置を進めており、病棟薬剤業務実施加算を取得している。服薬指導件数が大きく増加することで、医療の質向上が図られている。

については、病棟配置の推進と病棟服薬指導等医療の維持・拡充を図るため、引き続き薬剤師業務の魅力をもPRし、処遇改善に取り組むことで薬剤師の確保に

努められたい。

(ウ) 看護師について

中央病院の令和6年4月1日現在、定員は587人に対し、現員が608人であるが、うち育児休業等が56人で、35人不足している。

一方、厚生病院は令和6年4月1日現在、定員305人に対して現員307人だが、育休等休職が31人あり、29人不足している。

看護師については、看護学校への訪問を継続するとともに、適時に採用試験を実施し、積極的に人員確保に努めている。また、県立病院に興味を持ってもらうような取組を継続している。

看護師の定着を図るため、夜勤専従看護職員の配置・拡充等、多様な勤務形態の採用や休暇取得の促進、時間外労働の縮減を図るとともに、メンタルヘルス対策の実施など働きやすい職場づくりと処遇改善に努めている。

一方で、こうした要配慮職員をカバーする職員への業務上の負担が増していることも事実である。両病院とも看護業務のアウトソーシングや分業化が導入されている。

看護業務におけるICT活用については、一部の検査機器などで導入されているが、看護師業務の負担軽減に向け、早期の対応が望まれる。

また、看護師のスキルアップについては、院内研修の充実を図るとともに、新人職員に対しても手厚い支援を行っている。さらに、資格認定にも取り組んでいる。

については、引き続き、働きやすい職場づくりやワークライフバランスの推進に努め、職場定着と離職防止対策を継続するとともに、一人一人の働き方の違いに配慮したきめ細やかな調整を行いながら、風通しの良い組織風土の醸成に努められたい。

また、高度医療を担う看護師を育成するためのスキルアップ研修や、看護師の職場定着に向けたOJTやメンタルヘルスに引き続き取り組まれたい。

さらに、看護業務の分業化やアウトソーシング、ICT活用を更に進めていくに当たっては、両病院における現場のニーズを十分に把握した上で、病院局全体として取り組まれるよう留意されたい。加えて、現在、国において進められている電子カルテ標準規格への対応についても、医師業務だけではなく、看護業務へのICT活用の観点を含めて進められたい。

ウ 未収金（患者自己負担分）の回収について

両病院とも、県税関係職員からノウハウを習得し課題共有を図りながら、債権分類を行い、個別の債権に応じて臨戸徴収、夜間電話督促及び弁護士法人への債権回収業務委託、必要に応じての強制執行（差押）等を通じて回収促進を図っている。

また、患者とコミュニケーションを密に図り、未収金の発生前または初期段階で、患者の経済状況等に合わせた対応（生活保護等支援制度の紹介、分割納付及び連帯保証人代行サービスの案内等）を行い、未収金発生の抑制に努めている。

については、今後も効果的な方法により未収金の回収に努めるとともに、未収金の発生防止、効率的・効果的な未収金の回収に積極的に取り組まれない。

エ 救命救急センターにおける指示要請不応諾及びハラスメント問題等について

令和5年度は、中央病院救命救急センターにおいて、救急救命士への指示要請不応諾やハラスメントについて問題が発生した。現在は、院長がセンター長を兼務し、直接業務を確認・把握できる体制で運営している。しかし、救命救急は人命に関わることであることから、日頃から十分なコミュニケーションと認識の共有を図るとともに、ハラスメントを防止する対策を行う必要がある。

については、地域の救急体制を担う消防機関をはじめ、地域の医療機関等外部とのコミュニケーションを十分に行い、さらなる信頼関係の構築に努められない。

また、病院内のカスタマーハラスメントをはじめ、各種ハラスメントに対しては、職員が対応に悩み、孤立することのないように病院組織をあげて適切に取り組まれない。

(3) 中央病院について

ア 決算の状況及び経営強化プランの達成状況について

入院患者数は、前年度に比べ6,198人増加の145,795人、外来患者数は、前年度に比べ2,577人減少の194,826人となった。

収支では、医業収益は診療単価の増加により入院収益、外来収益ともに約1割増加したため、前年度に比べ15億4,219万円増加、医業費用も、主に給与費、医療の高度化に伴う薬剤費や診療材料費等の材料費、物価や人件費の高騰による光熱水費や委託料等の経費の増加により前年度に比べ10億4,353万円増加した。この結果、医業損益は、15億4,889万円の損失（前年比4億9,866万円改善）となった。

また、医業外損益は、15億8,786万円の利益であったが、前年度に比べ9億9,047万円減少した。

この結果、経常損益は、3,896万円の黒字となったが、黒字額は前年度に比べ4億9,181万円減となった。

「鳥取県立中央病院経営強化プラン（対象期間：令和5年度～9年度）」で定めた主な数値目標の令和5年度における達成状況をみると、次のとおりであった。

診療密度に対する取組状況を示す病床稼働率（目標78.8%、実績78.4%）と手術件数（目標4,707件、実績4,665件）は目標に達していない。平均在院日数（目標11.0日、実績11.0日）は目標と同数であった。また、入院診療単価（目標89,370円、実績88,634円）も前年より4,460円と大きく上昇したが、プランの目標には達していない。さらに、外来診療単価（目標24,056円、実績24,374円）は、前年を2,465円上回り、数値目標を上回った。

イ 今後の課題、留意点及び意見

医業収益については、平均在院日数の短縮をはじめとする診療密度の上昇等に引き続き取り組み、令和4年度に再指定を受けたDPC特定病院群を維持するとともに、新たな施設基準の取得等により、さらなる収益の確保にも引き続き取り組んだ結果、対前年9.4%と大きく増加した。

一方、医業費用は、薬品や診療材料に係るSPD（院内物流管理システム）方式の導入、より安価な診療材料等への切り替え、日本ホスピタルアライアンス選定品を採用することによる低コスト化、鳥取赤十字病院、厚生病院との共同購入、後発医薬品の積極的採用、光熱水費高騰を踏まえた「省エネ委員会」による節電の推進等に努めているが、医療上必要な高額医薬品の使用増などに伴う材料費の増加等の影響により、医業費用全体では5.6%増加している。今後も医業収益の増加を図っていくと同時に、一層の医業費用の節減に努めていく必要がある。

については、今後もDPC特定病院群の病院として、より多くの方に高度で質の高い医療を提供できるよう、経営の安定的な体制構築に取り組まれない。併せて、ICTの活用促進を通じて患者の利便性を高めるとともに、地域の医療機関との連携を深めることにより紹介患者数の増加を図るなど、医業収益の増収に向けて取り組まれない。

また、引き続き医薬品及び診療材料の購入方法の改善を図るとともに、省エネに努めるなど、病院をあげて医業費用の削減にも取り組まれない。

さらに、高額な医療機器の導入に当たっては、その投資効果を十分に考慮した上で、慎重に検討されたい。

ウ その他（医師の時間外労働とタスクシフトについて）

令和5年度の医師の時間外労働は、上限の960時間を超過している医師が11人おり、最も多く時間外労働を行った医師は2,000時間を超えている。中央病院は、特例水準医療機関（年1,860時間以内）の指定を受け、指定された職員に対し、医師労働時間短縮計画（令和6～8年度）による労務管理を実施している。

さらに、特定行為研修を修了した看護師への特定行為のタスクシフト）や医療技術職へのタスクシフトのための臨床工学技士1人の定数増など、医師業務のタスクシフトの推進を行うことで、患者の状態に応じた適切で質の高い安全な医療をタイムリーかつ迅速に提供する取組を行っている。

については、**医師に対する時間外労働の上限規制の適用については、診療機能・水準を維持しながら、労務管理を適正に行い、医師全体の時間外労働の短縮を図りたい。**併せて、ICTの活用や、**医師の負担軽減に向けて、看護師やコメディカルスタッフなどによるタスクシフトの推進などにより、引き続き働き方改革を進められたい。**

（4）厚生病院について

ア 決算の状況及び経営強化プランの達成状況について

入院患者数は、前年度に比べ2,390人増加し、80,466人、外来患者数は、前年度に比べ10,268人減少し、123,887人であった。

医業損益では、医業収益は入院診療単価の減少による入院収益の減少、外来患者数の減少による外来収益の減少により、前年度に比べ1億6,965万円減少した。一方、医業費用は、委託料や修繕費が増加したことにより経費が増加したが、費用の大きな割合を占める給与費、材料費（薬剤費、診療材料費等）が減少したことで、前年度に比べ9,828万円減少した。

この結果、医業損益は10億8,529万円の損失となった。損失額は前年度より7,137万円増加した。

医業外損益は10億5,124万円の利益となったが、黒字額は前年度より8億6,278万円減少した。

この結果、経常損益は3,405万円の赤字となり、経常利益が前年度に比べ9億3,415万円減少となった。

「鳥取県立厚生病院経営強化プラン（対象期間：令和5年度～9年度）で定めた

主な数値目標の令和5年度における達成状況をみると、次のとおりであった。

令和5年度の改革プランの主な数値目標は、いずれも目標を達成したものの、医業収支比率（目標86.0%、実績86.9%・前年度比1.0ポイント減）、経常収支比率（目標98.3%、実績99.6%・前年度比10.6ポイント減）、純利益（目標△1億4,900万円、実績△3,600万円・前年度比9億2,880万円減）といずれも前年度を下回っている。

病床稼働率（目標72.0%）は、目標を1.2ポイント上回る73.2%（前年度比2.5ポイント増）となっているが、平均在院日数（目標12.6日）は、目標より0.2日多い12.8日（前年度比0.2日増）となった。また、手術件数（実績1,481件）は前年より71件減少した。

こうした影響を受け、入院診療単価（目標64,479円、実績60,609円）は前年から2,789円減、目標を3,870円下回った。外来診療単価（目標16,670円、実績17,978円）は、目標を1,308円上回り、前年より959円増加した。

イ 今後の課題、留意点及び意見

医業収益の増加に向けて、診療報酬改定に即した加算や多職種によるチーム医療に関する加算、診療報酬の各種加算の積極的取得、市町と連携したがん検診の受入を通じたがん診療への一層の注力などで、検査、手術、治療件数の増加に努めている。

しかし、全体の延入院患者数は、この近年減少傾向にある。令和5年度の延入院患者数は、平成29年度を100とすると88.1となっている。在院日数が平成29年度の15.0日から令和5年度は12.9日に短縮したが、延入院患者数が減少傾向となっている点は、ベッドコントロールや診療密度において改善すべき余地があると考えられる。医業収益の増加を図っていくためにも、中部地域の医療連携を一層深め、地域の医療機関との相互の紹介体制の強化や厚生病院が地域医療で担う役割についての住民への周知などを図り、地域の医療需要に一層応えていくことが求められる。

費用面では、医薬品及び診療材料の一括調達並びに標準化、鳥取赤十字病院、中央病院と3院合同での診療材料等調達、管理委託及び後発医薬品の使用促進に取り組んだことで、材料費（薬剤費、診療材料費等）が減少した。引き続き費用削減を図りたい。

については、**県中部の地域医療における拠点病院としての役割を担うべく、今後とも高度で質の高い医療を提供されるよう、経営の効率化、安定化に向けた取組を一層進めるとともに、引き続き薬品や診療材料の共同購入の推進、後発医薬品の採用、省エネ等による費用の圧縮を行い、経営の健全化に努められたい。**

さらに、高額な医療機器の導入に当たっては、その投資効果を踏まえて、慎重に検討されたい。

併せて、ICTの活用促進を通じて、患者の利便性の向上、医療の効率化に加え、地域の医療機関との連携強化にも取り組まれない。

ウ その他①（医師の時間外労働とタスクシフト、ICT活用について）

令和6年1月に「働き方改革宣言」を発出し、院長が先頭に立って組織的に働き方改革に取り組んでいる。令和6年4月実績では、時間外労働80時間以上の医師がゼロという実績を出している。

また、医師業務のタスクシフトについては、医師に加え、薬剤師やリハビリスタッフ等が患者への説明を行うことで、医師の負担軽減につながっている。また、医療技術職へのタスクシフトに向けて、必要な資格取得のための計画的研修受講を行っている。

ICT活用では、医療従事者間コミュニケーションアプリ「JOIN」を導入し、鳥取大学医学部の専門医との画像共有により早期一時診断や迅速・効率的治療が可能となる効果を出している。

については、厚生病院が中部医療圏で求められる役割を果たしていくためにも、医師の健康と医療水準の維持が図られるよう適正な労務管理を行うとともに、タスクシフトの推進、ICTの活用など働き方改革に一層取り組まれない。

エ その他②（厚生病院の施設改善について）

厚生病院は、現在の病院建築後40年を経過しており、現在の医療法で定める病室面積に満たない病室（建築当時の基準には適合）もあるほか、1室当たりの病床数が6床と患者の入院（病床）環境の改善が求められるところであり、ナースステーションも医療の高度化などに伴い手狭な状況にある。また、病棟のトイレや看護師休憩室、リハビリテーション環境も不十分な状況となっている。さらに、外来診療を行う1階、2階フロアについても、新しい高度医療機器の導入により、狭隘となっている。

については、入院病棟や外来診療スペースの老朽化・狭隘化を解消するため、今後の人口減少を踏まえて県中部地域の医療需要と役割分担を調整の上、改築に向けた検討を早急に進められたい。

特に、早急に改善を要する環境については、現時点で対応しうる改善を図られたい。

3 天神川流域下水道事業会計

(1) 天神川流域下水道事業会計について

ア 天神川流域下水道事業について

天神川流域下水道事業（以下「下水道事業」という。）は、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、天神川及び東郷池の流域6市町（現在は市町合併により4市町）を処理区域として、昭和59年1月から供用を開始した。

イ 地方公営企業法の適用について

下水道事業は、官庁会計（特別会計）により運営していたが、経営や資産の状況等を正確に把握して経営の効率化を図り、安定的な事業運営を行うため、令和2年4月から地方公営企業法の財務規定等を適用している。地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して、令和5年度天神川流域下水道事業会計について審査するものである。

ウ 下水道事業の運営等について

処理区域は、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町の4市町で、維持管理及び建設改良に係る費用は市町からの負担金を中心に賄われている。

なお、下水道事業の運転に関する業務や施設設備の維持管理等については、地方自治法第244条の2第3項の規定及び鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例第11条に基づき、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（以下「公社」という。）を指定管理者に選定し、業務を行わせている。

(2) 現 状

下水道事業は、昭和47年に1日当たりの計画処理能力を16万 m^3 とした全体計画を策定し、昭和59年1月に一部施設を整備して供用を開始した。

しかし、平成11年度には諸情勢の変化により当初計画の伸びが期待できないとして、1日当たりの計画処理能力を10万 m^3 に、平成21年度には4万 m^3 に、さらに平成26年度には現在の3万2,000 m^3 に変更、1日当たりの現在処理能力も3万2,000 m^3 となっている。

令和5年度の有収水量は、696万9,655 m^3 で、令和4年度に比べ2万251 m^3 増加（100.3%）した。その主な要因として、令和6年はうるう年のため、前年度より1日多いことが一因と県では推測している。

令和5年度の1日当たりの平均処理水量は2万369 m^3 （対前年度比：100.3%）で、処理可能人口は令和6年3月末現在で5万4,503人（同98.7%）、水洗化人口は5万19人（同98.9%）で、水洗化率は91.8%（同100.2%）となっている。

下水道事業については、市町からの負担金を中心に賄われており、管理事業費負担金と建設事業費負担金からなる。管理事業費負担金は主に維持管理費と資本回収費に充当するもので、その金額は、各市町から流入する流入汚水量に1 m³当たりの単価（以下「単価」という。）（令和4年度～6年度：93円）を乗じて算定している。

なお、単価は市町と協議の上、県議会の議決（単価を改訂する場合）を経て、市町と覚書を締結しており、3年ごとに見直しを行っているが、令和7年度以降の単価については、令和6年度中に検討することとしている。

令和5年度の経営成績は、経常損益、純損益いずれも4,138万円の利益となった。

（単位：千円）

区 分	令和5年度
経常損益	41,384
特別利益	0
特別損失	0
当年度純損益	41,384
当年度未処分利益剰余金	316,660

（3）課題及び意見について

ア 経営戦略について

本事業については、令和2年4月から公営企業会計に移行したことを受け、経営状況を的確に把握するとともに財務基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、下水道サービスを安定的かつ持続的に提供することを目的に、令和3年2月に中長期的な基本計画である「鳥取県天神川流域下水道事業経営戦略(計画期間：令和3～12年度)」(以下「経営戦略」という。)を策定した。

この中で、投資・財政計画を令和5年度の実績と比べると、経常利益は計画8,869万円に対して実績4,138万円と、4,731万円(△53.3%)下回り、資本的収支の資金不足額は計画2億927万円に対して実績2億3,287万円と、2,360万円(+11.3%)上回った。この結果、内部留保資金は、計画4億4,047万円に対して実績4億3,146万円と、901万円(△2.0%)下回り、計画策定後、初めて実績が計画を下回った。

今後も経営戦略に沿った事業の運営が図られることとなるが、少子高齢化や人口減少、節水型社会への変化等による流入汚水量の減少する一方で、光熱費の高止まり、継続的な人件費や物価の上昇の次期指定管理料への反映などにより、処理場の維持管理費用の増加が見込まれるなど、今後の経営環境は一層厳しさを増すことが予想される。

については、投資・財政計画において実績との間に乖離が見られ、特に経常利益については実績が大きく下回る状況となっていることから、社会情勢や経営環境の変化等を踏まえて、速やかに経営戦略の見直しに着手されたい。

また、経営戦略においては、経営の効率化を図るための検討項目の一つとして、広域化・共同化を掲げており、令和5年3月に「鳥取県汚水処理広域化・共同化計画（計画期間：令和5年度～34年度）」を策定した。

当計画では、今後の中部圏域における公共下水道、農業集落排水施設等の汚水処理施設の統廃合実現に向けた具体的な検討を行うこととしており、県も事業者の一員として参画し、令和7年度中に関係市町の基本合意を得ることを目指して詳細検討を進めている。

については、関係市町の主体性を生かしながら、十分に連携・調整を図るとともに、下水道事業の将来像を見据え、より一層経営の効率化が図られるよう、公共下水道、農業集落排水等の汚水処理事業との経営の一体化を含めた幅広い視点で、今後の汚水処理の在り方について検討されたい。

イ 不明水（雨天時浸入水対策）について

下水道管渠に流入する雨水や地下水などの不明水に対する対策は、全国的な課題となっており、分流式下水道である天神川流域下水道でも同様の課題と捉えている。

現状においては、降雨時には不明水の発生が見られ、令和3年7月における豪雨では、1日当たりの処理能力3万2千 m^3 に対し、7万 m^3 を超える流入量が確認された。

この際には着水井ゲートの開閉調整、揚水ポンプのフル稼働等による対応等により、終末処理場の機能停止等を回避できたが、今後、突発的豪雨等により処理能力を超える不明水が流入し、終末処理場が機能停止した場合は、住民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

については、今年度末に策定される「雨天時浸入水対策計画」に基づき、必要に応じて管路施設、ポンプ施設、処理施設の対策を講じるとともに、雨天時浸入水が多い地区については、流域市町が責任をもって所管管路の改築工事に速やかに着手するよう適切な指導、支援を行われたい。

ウ 天神川流域下水道管理運営委託（以下「指定管理委託」という。）について

本事業については、昭和59年1月の天神川流域下水道の一部供用開始から公社（当時は、財団法人天神川流域下水道公社）に維持管理及び運營業務を委託、平成21年4月からは地方自治法第244条の2第3項及び条例第11条の規定に基づく指定管理者に指名して、運転管理、水質管理、保守管理、設備管理、薬品調達業務等を行わせており、次期

(令和6年度から令和10年度まで)も、引き続き指定管理者として業務を行うこととなった。

公社は供用開始以来、適正な管理運営が継続されており、令和3年6月には、県の経営戦略と同調し、引き続き計画的・効率的な事業推進を図るため、今後の経営方針や経営目標、具体的取組等を明確に示す「公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 中期経営計画 2021 (令和3年度～令和6年度)」を策定し、更なる経営改善に取り組んでいる。

しかしながら、公社においては、主要機器(1号主ポンプ)を省エネルギー対応型に更新して使用電力量を令和4年度比で更に3.9%削減するなど、引き続き経費削減に努めているところであるが、電気料金の高止まりによる光熱費の負担が維持管理費の圧迫の大きな要因となっている。令和5年度では、最終的な指定管理委託料は4億9,068万円となり、前年度の4億8,330万円に対して738万円の増額となった。

今後も引き続き、経営改善に取り組んでいくこととなるが、公社は指定管理委託料以外の収入がないため、想定を超える物価変動等があった場合には、委託業務や修繕の執行を保留して対応する必要が生じるなど、事業運営に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

なお、令和6年度以降の施設の維持管理に係る燃料・光熱費分の指定管理委託料については、近年、光熱費等の負担が増加していること踏まえて、毎年度、物価指数等を考慮して算定し、別途追加で措置することとしている。

については、引き続き、公社の事業運営の効率化等について指導、支援に努めるとともに、必要に応じて適時に予算対応を行うなど、公社と十分に連携しながら、再生可能エネルギーの有効活用など脱炭素社会への貢献及び経営改善に努められたい。